第十条の六　法別表第一の十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第三条の歯科衛生士免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　歯科衛生士法による歯科衛生士免許証又は歯科衛生士免許証明書に関する事務

三　歯科衛生士法第八条第一項の歯科衛生士の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

四　歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第四十六号）第三条第一項の歯科衛生士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　歯科衛生士法施行規則第四条第一項若しくは第二項の歯科衛生士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十一条　法別表第一の二十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第十二条　法別表第一の二十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第十四条　法別表第一の二十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第十五条　法別表第一の二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

第十六条　法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十七条　法別表第一の二十五の項の主務省令で定める事務は、地方税法による譲渡割の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十八条　法別表第一の二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十三　略］

第十八条の二　法別表第一の二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三条の診療放射線技師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　診療放射線技師法による診療放射線技師免許証に関する事務

三　診療放射線技師法第九条第一項の診療放射線技師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

四　診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第一条の四第一項の診療放射線技師籍の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　診療放射線技師法施行令第二条の診療放射線技師籍の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

第十一条　法別表第一の十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第十二条　法別表第一の十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第十四条　法別表第一の十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

第十五条　法別表第一の十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　同上］

第十六条　法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十七条　法別表第一の十七の項の主務省令で定める事務は、地方税法による譲渡割の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十八条　法別表第一の十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十三　同上］

［新設］